

保育を必要とする理由と条件ごとの期間

保育を必要とする理由に関する詳細な条件については、次の一覧のとおりです。

保育を必要とする理由		認定期間	申込時に添付する 証 明 書 類 ●追加でいずれか一つ 添付必須
1	就 労 形 態 被雇用者（会社員等） （株式・有限・官公庁に勤務の人） 自営業等従事者 （法人化していない個人事業・農業・漁業・下請業等）	従事する時間 月 4 8 時間以上	『就労証明書』 ●自営業等従事者のみ、確定申告書又は市民税申告書の控え（専従者は事業専従者であることがわかるもの）、開業届（開業1年以内の方及び開業予定の方）等の写し
2	病気・負傷・心身障害 保護者が病気やけが、または心身の障害のため、児童の保育ができない場合		『病気等・出産・就学申立書』 ●診断書、障害者手帳（身体・精神・療育）等の写し
3	介 護 保護者が常時介護にあたっているため、児童の保育ができない場合		『介護状況申立書』 ●ケアプランの「週間サービス計画書」、介護保険証、障害者手帳（身体・精神・療育）、診断書の写し
4	就学・職業訓練		『病気等・出産・就学申立書』 ●在学証明書及びカリキュラム ※まだ在学していない場合、合格通知でも可能。後日「在学証明書」を必ず提出。
5	家庭の災害 火災、自然災害等の被害を受け、復旧の間、児童の保育ができない場合		『被（り）災証明書』
6	出産の前後		『病気等・出産・就学申立書』 ●親子（母子）健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ）
7	求職活動		『求職活動申立書』 ●ハローワークカードの写し等
8	その他 虐待など社会的養護が必要な場合		※子育て支援課へ問い合わせください。

※1 例えば、出産予定日が9月3日の場合、7月1日～11月30日までの最大5か月希望できます。また、多胎児を出産予定の場合は、産前4か月前の月初日から産後4か月を経過する日の月末までの期間とします。

- 「下の子に手がかかるから」、「集団生活に慣れさせたいから」、「友だちをつくりたいから」等は保育の必要性には当たりません。
- 就労とは、職種や雇用形態（正社員やパート、アルバイト等）を問わず、その就労に応じた相当の金銭収入を得ているものをいいます。収入については必ず申告を行ってください。就労によって得た収入の申告状況が確認できない場合、入所要件にあたらないものとみなします。